

ボートレース鳴門スタンド棟1階フードコート出店者募集要領

【日程】

公 告	令和7年8月22日（金）
参加表明書等提出期間	令和7年8月22日（金）～9月5日（金）午後4時必着
質 問 受 付 期 間	令和7年8月22日（金）～9月12日（金）午後4時必着
図 書 閲 覧 期 間	令和7年8月22日（金）～9月25日（木）
質 問 最 終 回 答 日	令和7年9月18日（木）
提案資格確認結果の通知	令和7年9月25日（木）
業務提案書提出期間	令和7年9月26日（金）～10月10日（金）午後4時必着
提 案 書 等 の 審 査	令和7年10月下旬頃（予定）
審 査 結 果 通 知	令和7年11月上旬頃（予定）
契 約 内 容 の 協 議	令和7年11月中旬頃（予定）
契 約 締 結	令和7年11月下旬頃（予定）

1 募集概要

（1）件 名

ボートレース鳴門スタンド棟1階フードコート出店者募集（以下、「本出店者募集」という。）

（2）目 的

ボートレース鳴門における来場者の利便性、サービスの向上及びにぎわい創出等を図るため、飲食施設を運営する者を公募する。

2 募集内容

（1）業務内容

ボートレース鳴門スタンド棟1階フードコートにおいて、来場者に食事・飲料等を提供販売する業務。

（2）施設概要

場所：ボートレース鳴門スタンド棟1階

区分	区画1（フードコート西側）	区画2（フードコート東側）
面積	23.362㎡	26.556㎡
施設使用料	22,000円／月	25,300円／月

※上記面積は厨房スペースのみ

※施設使用料には、消費税及び地方消費税を含む

（3）営業日

営業日はボートレース鳴門本場開催日とする。（年間180日程度、変動あり）

（4）営業時間

開門から12レース終了までとする。（レースにより変動あり）

モーニングレース開催時：午前8時から午後3時まで

デイレース開催時：午前10時から午後5時まで

(5) 出店期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（10年間）

契約については、毎年更新し、出店期間内は更新できるものとする。

(6) 営業種目

①飲食物

・原則として場内で飲食が可能な飲食物とする。ただし、それらに加えてテイクアウトメニューを販売することは妨げない。

・季節に応じたメニューの見直しのほか、場内限定メニューやオリジナルメニューなどの開発・販売を前向きに検討すること。

・食事メニューを主体とし、サイドメニューや飲み物、デザート類の提供にも努め、併せて朝食メニューの提供を可能とすること。

・食品に含まれるアレルギー物質について表示すること。

・飲料は缶・ビンで販売・提供しないこと。

②酒類

・店舗での酒類の販売は可能とする。（酒類の販売は午後2時30分までとする。）

・紙又はプラスチック製の容器での販売・提供に限る。

(7) 費用負担について

出店に伴う諸費用の負担について、別紙1「経費負担区分一覧表」を参照のこと。

(8) 設備等

別紙2「フードコート平面図」に示すとおりとする。

(9) その他要件

飲食施設の運営に関する条件として、別紙3「ボートレース鳴門スタンド棟1階フードコート出店に関する仕様書」のとおりとする。

3 参加資格要件

本出店者募集の参加資格者は、公告日を基準日として、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を有している法人又は個人であること。

(2) モーターボート競走法施行規則第2条第2項各号に該当しないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。

(5) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされていない及びこれらの手続き中である者でないこと。

(7) 国税、都道府県民税及び市町村民税等を滞納していないこと。

4 選定方法

選定方法は、本出店者募集に関する提案を求め、提出された書類を総合的に比較検討・評価を

行った上で、最適な事業者を選定する公募型プロポーザル方式とする。

5 参加手続き等

本件公募型プロポーザル方式による事業者選定への参加希望者は、次に示す提出書類を提出期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①プロポーザル参加申込書（様式1）
 - ②誓約書（様式2）
 - ③事業者概要（様式3）
 - ④使用印鑑届（様式4）
 - ⑤飲食店営業許可証の写し
- (2) 提出期限 令和7年9月5日（金）午後4時まで（必着）
- (3) 提出場所 〒772-8510 徳島県鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜48-1
鳴門市企業局ボートレース事業課
電話：088-685-8111 FAX：088-685-0342
E-mail：br_jigyo@city.naruto.i-tokushima.jp
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。
 - ・持参する場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとするが、事務所が不定休のため、事前に提出予定日時を電話連絡のうえ、提出すること。
 - ・郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「ボートレース鳴門スタンド棟1階フードコート出店者募集プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、提出期限までの必着とすること。
 - ・提出に係る費用は、参加申込者の負担とする。
- (5) 提出部数 2部
- (6) 参加辞退 参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は「プロポーザル参加辞退届（様式5）」を前記（3）に定める提出場所に提出しなければならない。

6 図書の閲覧、質問及び回答

質問に対する回答は、本公告及び仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

- (1) 図書の閲覧
 - ア 閲覧図書 スタンド棟平面図
 - イ 閲覧期間 令和7年8月22日（金）～9月25日（木）午後4時まで
※閲覧を希望する場合は、事前に連絡を行うこと。
 - ウ 閲覧場所 5（3）のとおり
 - エ 閲覧方法 参加申込書を提出した者で希望者には、電子メールにて送信する。送信先アドレスは、参加申込書に記載した担当者の連絡先に限る。
- (2) 質問書の提出
 - ア 様式 質問書（様式6）による。
 - イ 受付期間 令和7年8月22日（金）～9月12日（金）午後4時まで（必着）
 - ウ 提出場所 5（3）のとおり
 - エ 提出方法 電子メールでの提出とする。なお、送信後は電話連絡をすること。
- (3) 質問書の回答 回答はとりまとめのうえ、令和7年9月18日（木）に本市公式ウェブサイトに掲載する。

7 参加資格の審査及び確認結果通知

(1) 参加資格の確認

参加申込者から提出された参加申込書等の書類をもとに、参加資格の審査を行うものとする。

なお、参加申込に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合は、参加申込者はこれに応じなければならない。

(2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和7年9月25日（木）までに郵送で通知する。

なお、本確認結果の通知が令和7年9月29日（月）午後3時までに届かない場合は、必ず鳴門市企業局ボートレース事業課に問い合わせること。

8 企画提案書等の作成及び提出

本件公募型プロポーザル方式への参加希望者（以下「提案者」という。）は、本公告・仕様書に基づき作成した企画提案書等（「(1) ア」の①から③まで）を作成し提出するものとする。

(1) 作成方法等

ア 提出書類

①企画提案書 様式7のとおり

②法人等の定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書（提出日以前3か月以内に取得したもの）又はこれに準じる書類（法人のみ）

③納税証明書（未納税額がないことの証明書）（提出日以前3か月以内に取得したもの）

- ・法人 法人市民税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税
- ・個人 市民税、固定資産税

イ 提出期限 令和7年10月10日（金）午後4時まで（必着）

ウ 提出場所 5（3）のとおり

エ 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。

・持参する場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとするが、事務所が不定休のため、事前に提出予定日時を電話連絡のうえ、提出すること。

・郵送による場合は、事前に電話連絡の上、封筒に「ボートレース鳴門スタンド棟1階フードコート出店者募集に関する企画提案書在中」と朱書きし、期限までの必着とすること。

オ 提出部数 8部

(2) 提出書類の取り扱い

ア 提出期限後において、提出書類の内容変更及び追加は認めない。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 提出書類は、契約の締結に至った場合に使用するほかは出店候補者選定以外には使用しないものとし、鳴門市の文書管理規定等に従い責任を持って管理及び廃棄を行う。

エ 提出書類は、鳴門市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合があるが、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与えるおそれのあるものについては公開しないものとする。

オ 出店候補者選定後、企画提案書に記載された事項は、契約締結時の仕様書等として取扱うものとする。但し、本出店の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、出店候補者との協議により、項目の追加、変更又は削除等の変更を行

うことがあるものとする。

カ 提案者に参加報酬は支払わない。提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 企画提案書の様式及び内容

ア 様式

①様式は様式7のとおりとする。

②A4判の用紙を基本とし、1冊に左綴りで見やすさに配慮し作成すること。

③各項目で記載できる文字数に制限はありませんので、自由に様式を変更し各項目に記載すること。

④図表や資料がある場合は、別紙にて添付するなど対応すること。

イ 内容

仕様書の内容を踏まえたうえで、様式7のとおり次表の項目について書類を作成し、提出すること。なお、各提案項目は審査・評価の対象となるので、十分検討して記載すること。

様式名（提案項目）	様式番号	作成サイズ等
企画提案書表紙	様式7	A4 1枚
(1) 経営方針・コンセプト		A4
(2) 店舗運営内容		
(3) 経営計画		
(4) 資金計画・収支計画		
(5) 販売内容		
(6) 地域貢献・環境対策		
(7) その他		

9 企画提案書等の評価

(1) 評価項目及び配点

評価項目			配点
(1)	経営・運営方針	営業方針（コンセプト）	30
		販売戦略	
		サービスの独自性	
(2)	経営計画	過去の業績、出店実績	50
		人員配置体制	
		資金計画・収支計画	
		安全管理・衛生管理	

(3)	販売内容	提供商品の種類（メニュー）	40
		価格設定	
		メニューの独自性・特徴	
(4)	その他	地域貢献	30
		環境対策	
		その他企画・提案	
合 計			150

(2) 得点化方法

ア 参加表明者からの提案事項に関して、上記評価項目及び配点に示す評価事項ごとの視点から、6段階評価を行い、得点化する。

10 出店候補者（優先交渉権者）の決定方法

(1) ボートレース鳴門スタンド棟1階フードコート出店者募集プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、選定委員会の委員の評価点の総得点が満点の6割以上かつ最高得点を得た提案者（各店舗に1者、計2者）を出店候補者（優先交渉権者）として決定する。

なお、総得点については、評価点の合計得点で最高点及び最低点をつけた委員の評価点を除くこととする。ただし、最高点もしくは最低点をつけた委員が複数となった場合には、それぞれ1名の委員の評価点を除くこととする。

(2) 提案者に対し、選定委員会において提出書類に関するプレゼンテーションの実施を求める場合がある。

(3) 提案者に対し、提出書類に関する選定委員会からの質問に対し、必要に応じ、回答を求める場合がある。この場合は、本市が指定する方法、日時までに回答すること。

(4) 総得点が同点の者が2者以上あるときは、次により順位を決定する。

評価項目のうち、「経営計画」「販売内容」において、委員の評価点の合計点が高い者を上位とする。

区画については、「プロポーザル参加申込書（様式1）」により申込者の意向の確認を行うが、希望に添えない場合がある。

(5) 本プロポーザルにおいては、提案者が1者であっても審査及び評価を行う。この場合において、総得点が6割以上であるときのみ、その提案者を出店候補者（優先交渉権者）とする。

(6) 出店候補者（優先交渉権者）を決定したときは、提案者全員に対して、審査結果を通知する。

(7) 審査結果については、鳴門市公式ウェブサイトにて公表する。公表の内容は、業務名、参加表明者数、出店候補者（優先交渉権者）名、各参加表明者の評価結果及び選定委員会の委員数とする。

1.1 契約

- (1) 出店候補者は、企画提案書等に基づいて契約締結前に協議し、鳴門市公営企業管理者企業局長と契約を締結する。
- (2) 契約の手続きは、鳴門市契約に関する規則の規定によるものとする。
- (3) 鳴門市公営企業管理者企業局長は、契約締結後に受託者の本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。
- (4) 鳴門市公営企業管理者企業局長は、受託者が企画提案書に記載した事項を達成する意思が認められないなど、企画提案書に記載した事項の履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

1.2 留意事項

- (1) 提案者のうち、次のいずれかに該当した者は、失格とする。
 - ア 本プロポーザルの手続きの過程で、参加資格要件を満たさなくなった者
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった者
 - ウ 本公告で示された提出期限、提出場所、提出方法、提出部数、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった者
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者
 - オ 本公告に係る企画提案書を2つ以上提出した者
- (2) その他
 - ア 本市が提供した資料は、本市の許可なく公表、使用してはならない。
 - イ 本件に係る手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.3 問い合わせ先

〒772-8510 徳島県鳴門市撫養町大桑島字凜岩浜48-1
鳴門市企業局ボートレース事業課 担当：斎藤
電話：088-685-8111 FAX：088-685-0342
E-mail：br_jigy@city.naruto.i-tokushima.jp

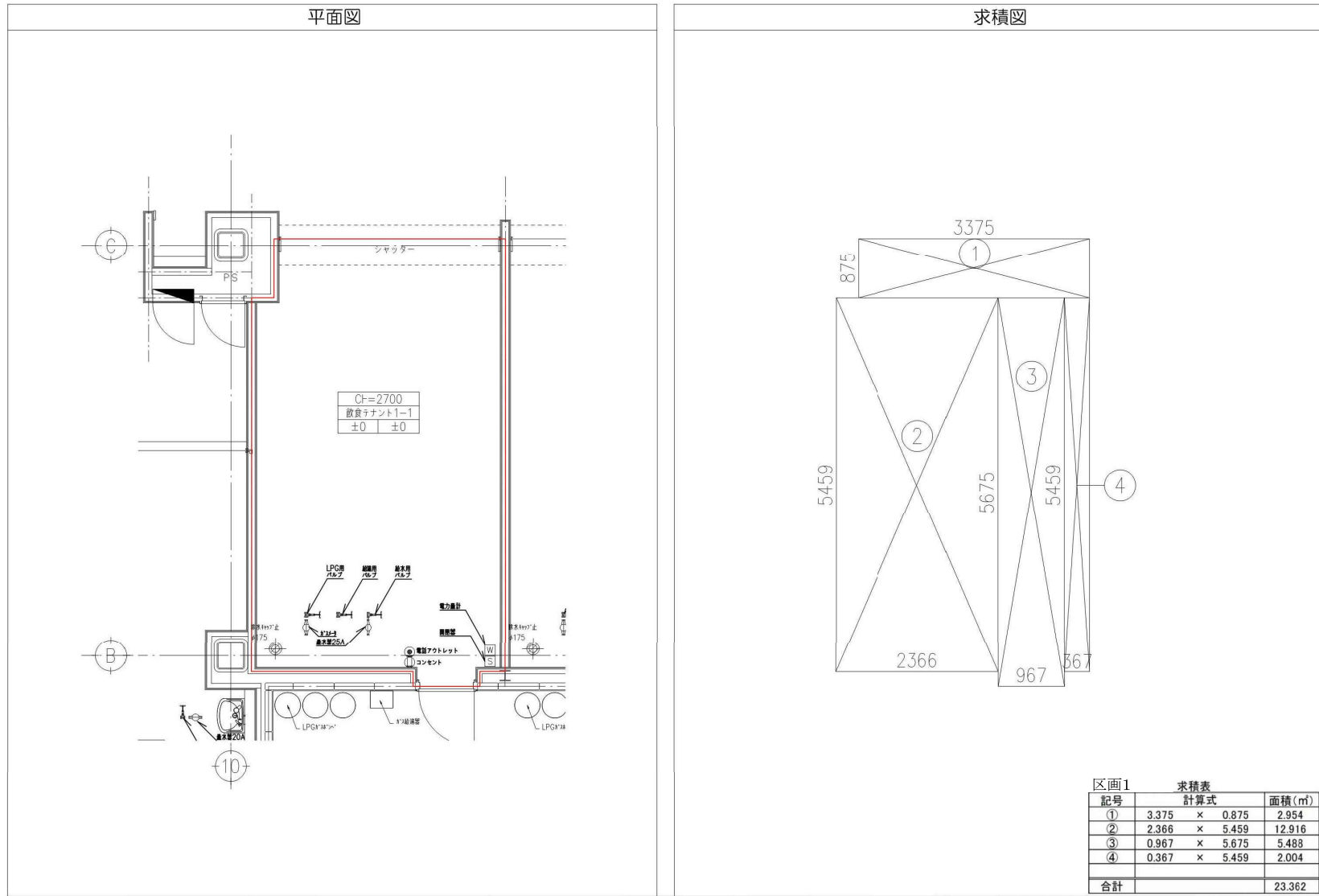
経費負担区分一覧表

項 目		鳴門市	出店者	備 考
施設費	建物（天井・壁・床）	○		保守、修繕含む（出店者側の過失によるものを除く）
	カウンター	○		
	電源設備	○		
	給排水衛生設備	○		
	空調換気設備	○		
	厨房設備・機器		○	
消耗品費	調理器具		○	
	食器、カトラリー、トレイ等		○	
	衛生・清掃用品		○	
	ポスター・メニュー表		○	
	看板・メニュー看板・幟等		○	
	その他		○	
衛生管理費	害虫駆除費		○	
	従業員にかかる保健衛生費		○	
	食品衛生法に基づく衛生管理費		○	
清掃費	日常清掃（厨房内）		○	
	定期清掃（配水管・阻集器）		○	
	フードコート内日常清掃	○		
	フードコート内定期清掃	○		
	廃棄物処理費		○	
人件費			○	
原材料費			○	
光熱水費			○	
賃貸借料			○	
被服費			○	
営業に必要な許認可取得費用			○	
保険費用			○	

フードコート平面図

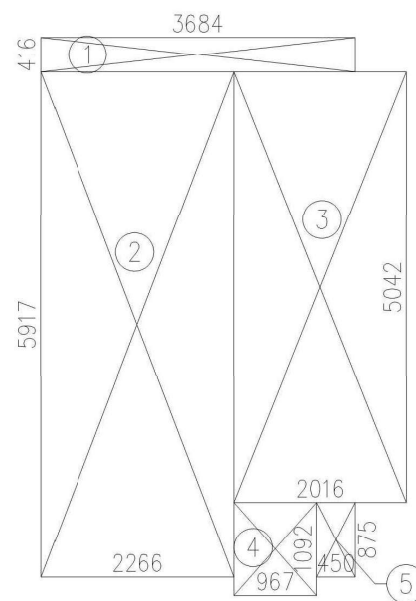
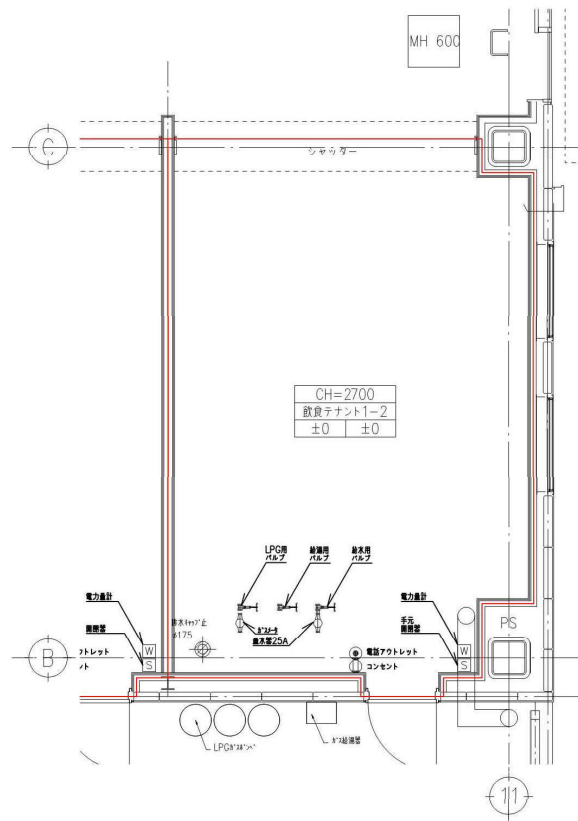
①区画1 (23.362㎡) 20,000円/月 (消費税及び地方消費税を含まない)

場所: ポートレース鳴門 スタンド棟1階西側



場所：ボートレース鳴門 スタンド棟1階東側

求積図



區画2		求積表	
記号	計算式	面積(m ²)	
①	3.684×0.416	1.533	
②	2.266×5.917	13.408	
③	2.016×5.042	10.165	
④	0.967×1.092	1.056	
⑤	0.450×0.875	0.394	
合計		26.556	